

徳島県告示第三百五十号  
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。  
 令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
医療法人小笠原会	阿波市市場町市場字町筋一七二番地一	介護老人保健施設リブイン・クローバー	阿波市市場町市場字町筋一七二番地一	短期入所療養介護	令和三年三月二十五日	令和三年四月三十日